公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第６９５号
横浜市港南区笹下１―７―38　ヒルズトップ笹下Ｂ202、住民票上の住所横浜市港南区大久保２丁目７番１号　ライオンズマンション上大岡第11　109
債務者　金子　俊美
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木　正和
4　破産債権の届出期間　平成23年５月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月21日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５号
大分県中津市大字一ッ松48番地
債務者　高橋イサコ
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神本　博志
4　破産債権の届出期間　平成23年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月20日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月20日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第５２２３号
東京都町田市鶴間1485―２
債務者　座居音こと　笹嶋　総年
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　良裕
4　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２２４号
静岡県駿東郡清水町長沢300―２―202
債務者　笹嶋　秀幸
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　良裕
4　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月23日午後２時
6　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２３６号
千葉県柏市逆井３丁目20番43号
債務者　富田　　登
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　智志
4　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月27日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５１５９号
神奈川県横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘２丁目36―16―1642
債務者　村上　　章
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鶴田　　進
4　破産債権の届出期間　平成23年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４２号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目７番17号
債務者　長谷川　宇
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　正規
4　破産債権の届出期間　平成23年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第９３号
長野県飯田市大休7106番地１　市営住宅50―30号
債務者　瀬尾　裕子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川敬子
4　破産債権の届出期間　平成23年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月４日午後２時40分
6　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第５５７号
埼玉県加須市花崎１丁目14番地２　Ｂ棟
債務者　鈴木　武夫
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　良介
4　破産債権の届出期間　平成23年６月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５３号
静岡県富士宮市小泉133番地の１
債務者　赤池　亮志
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長橋　　順
4　破産債権の届出期間　平成23年５月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１７３号
静岡県磐田市豊浜中野1226番地１
債務者　加藤　公人
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　祐尚
4　破産債権の届出期間　平成23年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
静岡県磐田市豊浜中野1226番地１
債務者　加藤　敏彦
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　祐尚
4　破産債権の届出期間　平成23年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
静岡県磐田市豊浜中野1226番地１
債務者　加藤千代子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　祐尚
4　破産債権の届出期間　平成23年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年６月29日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年６月29日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
長野県飯田市大瀬木1985番地15
債務者　代田喜代子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後田　寿久
4　破産債権の届出期間　平成23年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年７月11日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
長野地方裁判所飯田支部